

**綾瀬市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
綾瀬スマートインターチェンジ周辺地区照合表(住工共存地区)**

行 為 の 場 所		綾瀬市	
		確認事項	照合欄
建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。	①	適  不適
	(1) ホテル又は旅館 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に定める運動施設 (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の9の2に定めるもの (6) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (7) 自動車教習所 (8) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く） (9) 倉庫業を営む倉庫 (10) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 (11) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの ただし、地区計画の決定の告示の日に、上記に掲げる用途の建築物が現に存在している敷地において、同一用途を継続して、建築物を建築しようとする場合又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをしようとする場合は、この限りでない。		
建築物等の高さの最高限度	絶対高：16m  ただし、地区計画の決定の告示の日に、現に存する建築物について、16mを超えるものは、この限りではない。	②	m 適 不適
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の屋根及び外壁の色彩並びに屋外の広告物の色彩、大きさ及び形状は、周囲の景観と調和したものとする。	③ 屋根： 外壁：	適 不適
垣又は柵の構造の制限	1 道路に面する部分に設ける場合は、生け垣又は透視可能なものの内側に植栽帯を設けたもの 2 隣地に面する部分に設ける場合（ガソリンスタンド等で関係法令により設置が義務付けられているものを除く。）は、生け垣又は透視可能なもの 3 前2項の規定は、フェンス等の基礎で、高さ0.4m以下のもの及び門柱その他これに類するもので長さ1.5m以内のものはこの限りでない。	④	適 不適
照合結果	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 抵触規定（ ）		
備考	適用除外・緩和規定等 <input type="checkbox"/> 有（ ）		<input type="checkbox"/> 無
照合者	職 名	氏 名	

備考：太枠内のみ記入してください。

確認事項欄の記載方法：

①には建築物等の用途 ②の欄には数値 ③④には計画概要を記入してください